

発議第 8 号

松伏町議会会議規則の一部を改正する規則

松伏町議会会議規則（昭和 63 年松伏町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「欠席」の次に「、遅参又は早退」を加え、同条第 1 項中「のため出席できない」を「により欠席し、遅参し、又は早退する」に改める。

第 123 条第 3 項中「第 120 条（（公述人の発言））、第 121 条（（議員と公述人の質疑））及び第 122 条（（代理人又は文書による意見の陳述））」を「前 3 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

提出者	松伏町議会議員	佐 藤 永 子
賛成者	松伏町議会議員	福 井 和 義
賛成者	松伏町議会議員	長谷川 真 也
賛成者	松伏町議会議員	川 上 力
賛成者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木 勉

提 案 理 由

議員が会議に遅参し、又は早退する場合の議長への届出を義務付けるとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。